

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生環第380号
令和6年7月12日

警備業法等の解釈運用基準の改正について（通達）

警備業法の解釈運用基準については、これまで「警備業法等の解釈運用基準の改正について（通達）」（令和6年4月8日付け熊生環第196号。以下「旧通達」という。）に基づき運用していたところであるが、この度、道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第61号）が公布され、令和6年6月27日から施行されたことに伴い、別添警察庁通達「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」（令和6年6月27日付け警察庁丙生企発第240号）のとおり、同基準が新たに定められたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。